

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	秦野市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/joho/event/201501.html

執行機関名 秦野市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例(平成8年秦野市条例第25号)による重度障害者医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秦野市個人番号の利用事務を定める条例(平成27年10月21日秦野市条例第21号)別表第2の項 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例(平成8年秦野市条例第25号)による重度障害者医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例(平成8年条例第25号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく <u>重度の障害を有する者</u> に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>重度障害者</u> に対して医療費の一部を助成することにより、 <u>重度障害者の健康の維持及び生活の安定</u> に役立てるとともに、 <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例(平成8年条例第25号)